## 移動等円滑化取組報告書(軌道停留場)

(2020年度)

住 所 北海道函館市末広町5番14号 事業者名 函館市企業局 代表者名 公営企業管理者 企業局長 田畑 浩文

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
  - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
  - ① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道 停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況		
・湯の川温泉電 停		2020 年度は湯の川温泉 電停の改良工事を実施した。		

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める 基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
該当なし		

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

/ 1	C D MERCICACIO D		
	対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
- 1	・高齢者,障害 者の乗降介助訓 練の実施		・2020年度は視覚障害者の乗降補助訓練を実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・交通誘導員の 配置 ・乗務員に対す る乗降支援の研 修(乗降介助訓 練)		・2020 年度は湯の川温 泉電停の改良工事を実施 した。 ・2020 年度は視覚障害 者の乗降補助訓練を実施 した。 ・工事の実施に際し, 視力障害センターの担 当者に情報提供を行っ た。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・乗務員に対す る乗降支援の研 修(乗降介助訓 練)	・研修時に障害者に対する乗降誘導訓練を実施する。	・2020年度は視覚障害 者の乗降補助訓練を実 施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
該当なし		

(2)	移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況
	取り扱う部署について ・移動等円滑化取組報告書(軌道停留場)については,施設課線路担当が主管を務めている。
(3)	報告書の公表方法
	インターネットの利用(HPに掲載)
(4)	その他

(2021年3月31日現在)

軌道停留 場の名称	路線名	所在道県町 村	一当り利者日たの用数	場の 別	公交移等滑基省適の無共通動円化準令合有	段差 の対応	場の 数	段差消で 解れる場の 場の 数	エベータの置数 一一設基	エカレター設基スーの置数	そ他昇機設基数	箇所数		案改の置有	障者応便の置有 害対型所設の無	障者応改口設の無 害対型札の置有	障害者対応 型券売機の 設置の有無	用者の円	防止 のた めの
駅	線	県市	人						基 (	基(	基	箇所				_			
湯の川	湯の川線	函館市	852	0		0	2	2				2 (0)				_			
湯の川温泉	湯の川線	函館市	354	0		0	2	2				2 (1)				_		1	
函館アリーナ	湯の川線	函館市	688	0		0	2	2				2 (0)				_			
駒場車庫前	湯の川線	函館市	153	0			2									_			
競馬場前	湯の川線	函館市	252	0	0	0	2	2				2 (2)	0			_		2	
深堀町	湯の川線	函館市	732	0			2									_			
柏木町	湯の川線	函館市	651	0			2									_			
杉並町	湯の川線	函館市	459	0			2					2 (0)				_			
五稜郭公園前	湯の川線	函館市	2041	0	0	0	2	2				2 (2)	0			_		2	
中央病院前	湯の川線	函館市	394	0	0	0	2	2				2 (2)	0			_		2	
千代台	湯の川線	函館市	288	0	0	0	2	2				2 (2)	0			_		2	
堀川町	湯の川線	函館市	325	0			2									_			
昭和橋	湯の川線	函館市	380	0			2	2				2 (0)	0			_		2	
千歳町	湯の川線	函館市	196	0			2									_			
新川町	湯の川線	函館市	238	0			2									_			
松風町	湯の川線	函館市	716	0	0	0	2	2				2 (2)	0			_		2	
函館駅前	本線	函館市	1858	0	0	0	2	2				2 (2)	0			_		2	
市役所前	本線	函館市	271	0	0	0	2	2				2 (2)	0			_		2	
魚市場通	本線	函館市	296	0	0	0	2	2				2 (2)	0			_		2	
十字街	本線	函館市	1144	0			2	2				4 (0)				_			
末広町	本線	函館市	347	0			2									_			
大町	本線	函館市	205	0			2									_			
函館どつく前		函館市	324	0			2									_			
宝来町	宝来谷地線	函館市	202	0	0	0	2	2				2 (2)	0			_		2	
青柳町	宝来谷地線	函館市	119	0			2									_			
谷地頭	宝来谷地線	函館市	396	0			2	2				2 (0)				_			
(合計) 計 停留場				26 停留 場	9 停留 場	12 停留 場	52	30	基 ( )	基 ( )	基	34箇所 (19)	9 停留場	停留場	停留場	26 停留 場	停留場	11 停留場	停留場

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当 ている。	たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理し	
又は管理していて、かつ以 ①中小企業者でない。	事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対	

## (第4号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
  - 2. 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  - 3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  - 4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第22条にて準用する第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  - 5. 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  - 6. 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  - 7. エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  - 8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  - 9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  - 10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等 円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記 入すること。
  - 11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合 に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  - 12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に ○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  - 13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は─印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  - 14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は ○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  - 15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は ○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  - 16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  - 17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  - 18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
  - 19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
  - 20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。